

氏名(本籍)	范 滯云(台湾)
学位の種類	博士(法学)
学位授与研究科	法政策研究科
学位記番号	甲第20号
学位授与年月日	2014年3月25日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	台湾における国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題
論文審査委員	主査 帝塚山大学准教授 黄 軻 霆 委員 帝塚山大学教授 佐 野 隆 委員 帝塚山大学教授 高 榮 洙

## 目 次

(1) 論文内容の要旨 .....	2
(2) 論文審査結果の要旨 .....	6

## 〔論文内容の要旨〕

一般的には、国際貿易取引から生じる紛争について、契約当事者が契約においてあらかじめ紛争解決の方法を定めていることが多い。紛争解決の方法としては、裁判所によって解決する方法と商事仲裁に服することによって解決する方法がある。台湾は、多くの国から承認されていないなど国際社会において特殊な地位にあるため、国際貿易取引を行う際の紛争解決策として、裁判するよりも、私的な国際商事仲裁に委ねるケースが多いのが現状である。

ところが、台湾は国連総会に加盟できないため、仲裁判断の相互承認の要件などを定めた条約である「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（以下「ニューヨーク条約」という）にも加入することができない。従って、例えば、ニューヨーク条約の加盟国である日本では、ニューヨーク条約に基づいて、台湾において下した仲裁判断を承認・執行をすることができない。

国際商事仲裁においては、どの国や地域で下された仲裁判断が、どの国や地域で承認・執行され得るかについてが、非常に重要であり、ニューヨーク条約加盟国内においても、国際私法上各国において様々な相違があるのが現状である。一方、ニューヨーク条約に加入できない台湾では、外国仲裁判断の承認・執行に関する取扱いについては、独自の国際私法上の解釈がなされる。これまで、台湾における外国仲裁判断についての研究論文は少なく、日本などのニューヨーク条約加盟国と、その法規制についての立法経緯、解釈、裁判例等について比較検討を行い考察することは非常に研究価値があると考えられる。

そこで、本稿は台湾において、国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について、台湾の仲裁法上、どのような規定があるのか、さらに、どのように解釈されているのかについて論述した。また、中国、香港及びマカオ地区の仲裁判断の承認・執行に関する規定と、域外仲裁判断の承認・執行に関する規定との相違点についても考察した。

まず、第2章では国際商事仲裁と関連法規について、仲裁の意義、そのメリットとデメリットを列挙し、そして、仲裁法規の概観、国際条約とモデル法を紹介した。第3章では台湾における国際商事仲裁の準拠法について、主に日本の仲裁法と比較しながら、その決定を論じた。第4章において台湾における外国仲裁判断の承認・執行についての法令を紹介し、台湾仲裁法上の外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を分析した。そして、裁判例を取り上げて比較した。特に、台湾仲裁法に規定されている「互恵原則」の法解釈が一つ重要なキーワードであろうと考えられる。続いて、第5章で取り上げる香港、マカオ地区仲裁判断、そして第6章で取り上げる中国仲裁判断は、台湾仲裁法上、内国仲裁判断と外国仲裁判断のいずれにも属さないため、どのように仲裁判断の承認・執行がなされているかを論述した。

最後に、第7章おわりにおいて、前述した台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、主に日本法と比較しながら、主な相違点を整理した。そして、台湾における域外仲裁判断の承認・執行について、その規則・判例をまとめた。

### （1）日本法との相違点

1. 法律の構成として、台湾では外国仲裁判断に関する条文を独立して定めている。一方、日本の仲裁法では、内外国を問わず一律の基準として規定している。

2. 台湾の仲裁法においては、第49条2項には「互惠原則」を採用している。しかし、最高裁判例を含む裁判例をみると、「互惠原則」を、外国仲裁判断がなされた判断地国が先に中華民國の仲裁判断を認めてから、はじめて中華民國がその外国仲裁判断を認めることができるという狭義の解釈ではなく、国際商事仲裁の国際性および商事性を認識し、さらに国際礼讓の精神と国際間の司法協力の立場から、「互惠原則」を弾力的に解釈してきた。

一方、日本の仲裁法では、相互主義を明文とした規定はなく、相互主義の要件を置いていない。従って、仲裁法により仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば、国内外の仲裁判断を区別せず承認・執行することができるものと解釈される。なお、日本はニューヨーク条約の締約国であるため、仲裁判断がなされた国がニューヨーク条約の締約国であれば、ニューヨーク条約に基づき、承認・執行を行うことになる。

## (2) 中国、香港及びマカオ地区でなされた仲裁判断

中国、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断は、中華民國領域外においてなされた「外国仲裁判断」に該当せず、また中華民國領域内において、中華民國仲裁法によってなされた「内国仲裁判断」にもならない。従って、香港及びマカオ地区においてなされた仲裁判断が、「香港マカオ関係条例」第42条に基づき、仲裁法第47条から第51条の規定を準用し、仲裁判断が承認をされる。一方、中国においてなされた仲裁判断は、「台湾地区と大陸地区人民関係条例」第74条に基づき、かつ、仲裁法第47条から第51条の規定を類推適用し、外国仲裁判断の承認・執行の要件を満たせば「認可」決定で承認・執行できる。

結論として、香港・マカオ及び中国においてなされた仲裁判断は、外国仲裁判断承認・執行の基準と同様の扱いであると解釈できる。

## (3) 判例からみた台湾における域外仲裁判断の承認・執行に関する特徴

本稿第4章において、台湾における外国仲裁判断の承認・執行に関する規定を論じた。外国仲裁判断が台湾で承認・執行を求める際に、裁判所はその外国仲裁判断が台湾仲裁法第49条と第50条の規定を反しないときに、その外国仲裁判断の承認・執行を認める。すなわち、仲裁法第49条1項（公序良俗）または同条2項（互惠原則）は、裁判所は職権により審査しなければならないのである。一方、仲裁法第50条各項の規定については、被申立人により裁判所にその仲裁判断の棄却を申立てることができるのである。以下では、第4章、第5章、第6章にて紹介した裁判例をまとめる。

### 1. 仲裁法第49条1項（公序良俗）について

公序良俗の問題について、米国でなされた仲裁判断 *Wessels Company v. 沛毅工業会社* の事案では、被申立人は損害賠償額の算定基準と事実認定について、公序良俗に反すると主張したが、契約の解釈、事実の認定と法の適用など事実問題について、裁判所は当該外国仲裁判断の内容を実質審査しないとして、公序良俗とは関係ないと判示した。また、ICC でなされた仲裁判断 *Smithkline Beecham Corporation v. 新萬仁化学製薬股份有限公司* の事案においては、裁判所は被申立人が製造した風邪薬及び鎮咳薬品は、一般的風邪症状を緩和する薬であり、市場に類似効果の薬品が多く、たとえ被申立人が契約違反により、当該薬品の製造

販売ができないとしても、消費者はその他の類似薬品を購入することはできるため、国民健康或は公序良俗の問題に及ばないと判示した。

本稿を執筆するにあたり、筆者が調べた限りでは、現在のところ公序良俗に反するとして、域外仲裁判断が承認されなかった事例はない。裁判所は公序良俗について慎重に判断していると思われる。しかし、前述した薬品に関する事案では、もし、ごく一般的な風邪薬ではなく、例えば、人体生命に関わるようなガン治療薬であって、さらにまた、域外仲裁判断の承認・執行によって、台湾の国民がほかから当該薬品を入手できなくなるような場合において、裁判所における当該域外仲裁判断の承認・執行が、公序良俗に反するのかどうかの判断は、議論の余地があると思われる。

## 2. 仲裁法第 49 条 2 項（互惠原則）について

互惠原則について、裁判所は最高法院 75 年台抗字第 335 号の判決がリーディングケースであり、この事件において最高法院は、外国仲裁判断の仲裁地国が中華民國の仲裁判断を承認して初めて、わが国が当該外国の仲裁判断を承認するものではない。さもなければ、礼讓精神が失われるだけでなく、国際司法共助の促進を妨げる恐れもある。仲裁法第 49 条 2 項の規定によれば、その仲裁地国が我が国の仲裁判断を承認しない場合でも、わが国の裁判所はその外国仲裁判断の申立てを必ず「棄却しなければならない」というのではなく、申立てを「棄却することができる」と解釈することになる当該規定は弾力的な互惠原則を採るため、仲裁地国がわが国の仲裁判断を承認することは必ずしも必要な条件ではないと述べた。かつ、最高法院 93 年台上字第 1943 号の判決によると、いわゆる司法上の相互の承認は、客観的に将来においてわが国の仲裁判断を承認する場合、相互の承認を認める。当該外国が明示的にわが国の仲裁判断を承認拒絶しないなら、寛大及び積極的に互惠を取り扱う観点から、当該国仲裁判断の効力を承認すべきであると解釈されている。

すなわち、当該国が台湾の仲裁判断を承認しないことを明示していない限り、台湾裁判所は積極的にその国の仲裁判断を承認する姿勢をとっている。本稿で取り上げた判例を見れば、日本でなされた仲裁判断、ロシアでなされた仲裁判断、そしてフィンランドでなされた仲裁判断については、いずれもこの解釈により仲裁判断の承認が認められた事案である。この中で、ロシアでなされた仲裁判断の承認・執行においては、裁判所はロシアが台湾でなされた仲裁判断を承認しなかった事案を被申立人が立証すべきであると判示した。一方、マレーシアでなされた仲裁判断の承認・執行においては、マレーシアが台湾の仲裁判断を承認しないことを法律上明示していたため、互惠原則に反するとして、当該仲裁判断を承認しないと判示した。

このように互惠原則について、裁判所は仲裁法第 49 条 2 項の規定を弾力的に解釈し、積極的に外国仲裁判断を承認する姿勢をとっている。私見も現行法の解釈として賛成する。しかし、そもそも互惠原則の規定は国際商事仲裁において、必要なのだろうか。例えば、日本仲裁法、モデル法、そして、判例にあったフィンランドの仲裁法のいずれも互惠原則の規定を設けていない。互惠原則の判断は、仲裁がなされた国と仲裁判断の承認・執行が求められた国との間の問題であり、これによって、私人の利益にまで影響を及ぼし得ることは不公平

であると考えられる。従って、台湾仲裁法第 49 条 2 項の規定を撤廃するのが妥当であると考えられる。

### 3. 仲裁法第 50 条 3 項（適正な通知、正当な手続き）について

被申立人に対し、仲裁手続などの適正な通知が行われたかどうかについては、香港でなされた仲裁判断 Asia North America Eastbound Rate Agreement v. 謀定有限会社の事案では、裁判所は被申立人が香港の仲裁手続に出頭しなかったようであるが、仲裁判断が承認されるためには、適正な通知が行われたことと十分な答弁機会が与えられたことが重要であり、実際に当事者が出頭したかどうかは関係がないと判示し、適正な通知があれば、その仲裁判断が承認され得ることを判示した。一方、Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案と中国でなされた上海鉄道ホテル会社 v. 華懋ホテル株式会社の事案について、裁判所はその適正な通知が行われていないと判断し、その仲裁判断の承認を棄却した。この中、Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案においては、裁判所は申立人がファックスによって通知送達したことを立証できなかったため、適正な通知として認めず、当該仲裁判断の承認を棄却した。

本稿において、紹介した裁判例の中で、仲裁判断が承認されなかった事案は 3 件であり、その中には適正な通知として認められないとして、仲裁判断の承認を棄却した事例が 2 件あり、前述した Asia North America Eastbound Rate Agreement など v. 先寧冷凍食品工場股份有限公司の事案のように、実務上仲裁手続などの通知送達が立証可能な証拠として残されるような送達方法とすることが非常に重要であると考えられる。

以上のように、本稿では台湾仲裁法の規定を分析し、裁判例を検討することによって、台湾における域外仲裁判断の承認・執行について考察した。本稿によって、台湾における国際商事仲裁をめぐる国際私法上の諸問題について少しでも理解を深めていただければ幸いである。